

議案第14号

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例（平成29年守口市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者<u>（その保護を停止されている者を除く。）</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。